



目 次

| 規 則 | ペー | ジ |
|--|----|---|
| ◎高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 | 1 | |
| 告 示 | | |
| ○道路の区域変更 (道 路 課) | 16 | |
| ○道路の供用開始 (") | 16 | |
| 公 告 | | |
| ○平成24年二級建築士試験の実施 (建築指導課) | 16 | |
| ○平成24年木造建築士試験の実施 (") | 16 | |
| 高知県選挙管理委員会告示 | | |
| ◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正 〈2・20掲示〉 | 17 | |
| 監査公表 | | |
| ○包括外部監査の結果に対する措置 | 17 | |
| 正 誤 | | |
| ◎正誤（平8・4・1付け 告示） | 29 | |

規 則

高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

高知県障害者自立支援法施行細則（平成18年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「指定の」を「指定等の」に改め、同条中「第14条第3項第3号において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関の指定の更新を受けようとする指定自立支援医療機関の開設者等（省令第62条に規定する指定自立支援医療機関の開設者等をいう。第11条において同じ。）は、育成医療又は更生医療に係るものにあつては別記第16号様式により、精神通院医療に係るものにあつては別記第17号様式により知事に申請しなければならない

い。

第10条中「別記第16号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第11条中「（省令第62条に規定する指定自立支援医療機関の開設者等をいう。）」を削り、「別記第17号様式」を「別記第19号様式」に改める。

第12条中「別記第18号様式」を「別記第20号様式」に改める。

第13条の見出し中「指定自立支援医療機関台帳」を「指定自立支援医療機関管理台帳」に改め、同条中「別記第19号様式」を「別記第21号様式」に改める。

第14条第3項3号中「、担当する」を「担当する」に、「種類」を「種類、精神通院医療を担当する場合にあつては担当する精神通院医療に関係がある診療科名」に改める。

別記第14号様式から別記第19号様式までを次のように改める。

第14号様式（第9条関係）
（その1）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
（病院又は診療所）

| | | | | |
|---|-----------|--------------------------|---------|--|
| 保険医療機関 | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| | 電話番号 | | | |
| | 保険医療機関コード | | | |
| 開設者 | 住所 | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類（育成医療・更生医療）に関係するものに限りません。） | | | | |
| 上の診療科において担当しようとする医療の種類 | | | | |
| 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名 | | | | |
| 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の経歴 | 別紙1のとおり | 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要 | 別紙2のとおり | |
| 診療所の場合は、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員 | | 有 ・ 無 人 | | |
| <p>障害者自立支援法第54条第2項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者自立支援法施行規則第57条第1項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関の開設者 住所</p> <p>氏名又は名称 ㊟</p> | | | | |

注 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない方を二重線で消してください。

別紙1

経歴書

| | | | | | |
|------------|------|-------------------------------|---|------|--|
| 学位 | | ふりがな 氏名 | ㊟ | 生年月日 | |
| 現住所 | | | | | |
| 関係学会への加入状況 | | | | | |
| 年月日 | 任免事項 | 師事した指導者の氏名及び学位論文名又は学会に提出した論文名 | | | |
| | | | | | |

注 1 医師免許の取得時期を記入し、医師免許証の写しを添えてください。
2 最終学歴から現在に至るまでを詳細に記入してください。特に、専攻科目名、医師免許取得後その担当する自立支援医療の診療科目について研修した機関名（大学、病院等）及び期間並びに師事した指導者の氏名並びに学位論文又は学会に提出した論文でその担当する自立支援医療の診療科目に関連するものがある場合は、その主なものについて論文名及び提出年月日を記入してください。

別紙2

自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要

| | 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
|----|-----------|----|----|----|
| | 設備（主要なもの） | | | |
| 体制 | | | | |

注 担当しようとする自立支援医療を行うための主要な設備及び体制を記入し、特に必要とする設備については、必ず記入してください。

(その2)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書

(薬局)

| | | | | |
|--|-----------|--------|---------|--|
| 保険薬局 | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| | 電話番号 | | | |
| | 保険医療機関コード | | | |
| 開設者 | 住所 | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 薬剤師の氏名 | | 薬剤師の経歴 | 別紙1のとおり | |
| 調剤のために必要な設備及び施設の概要 | | | 別紙2のとおり | |
| <p>障害者自立支援法第54条第2項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を受けたいので、同法第59条第1項及び障害者自立支援法施行規則第57条第2項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保険薬局の開設者 住所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> | | | | |

注 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない方を二重線で消してください。

別紙1

経歴書

| | | | | | |
|------|--|-------|---|------|--|
| 学位 | | よりの氏名 | Ⓜ | 生年月日 | |
| 現住所 | | | | | |
| 最終学歴 | | | | | |
| 主な職歴 | | | | | |

- 注 1 薬剤師免許証及び保険薬剤師登録票の写しを添えてください。
2 「主な職歴」欄は、調剤業務に係る職歴及びその業務内容について記入してください。

別紙2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

| 調剤室の構造 | 調剤室の面積 | |
|--------|--------|----|
| 主な設備 | 品目 | 品目 |
| | | |

- 注 1 薬局の見取図を添えてください。
2 「主な設備」欄は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条に規定する設備以外のものがある場合に、その主なものを記入してください。

(その3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書
 (指定訪問看護事業者等)

| | | |
|-----------------------|------------|--------|
| 指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者 | 名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| 訪問看護ステーション等 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 職員の定数 | 別紙のとおり |

障害者自立支援法第54条第2項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を受けたので、同法第59条第1項及び障害者自立支援法施行規則第57条第3項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。

高知県知事 様

年 月 日

指定訪問看護事業者
 指定居宅サービス事業者 主たる事務所の所在地
 名称

㊞

注 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない方を二重線で消してください。

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は訪問看護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護をいいます。）に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数

| 職種 | 定数 |
|----|----|
| | |

注 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとにその定数を記入してください。

第15号様式（第9条関係）

（その1）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書

（病院又は診療所）

| | | |
|--|-----------|--------|
| 保険医療機関 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 保険医療機関コード | |
| 開設者 | 住所 | |
| | 氏名又は名称 | |
| 標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類（精神通院医療）に係るものに限ります。） | | |
| 自立支援医療を主として担当する医師の氏名 | | |
| 自立支援医療を主として担当する医師の経歴 | | 別紙のとおり |
| <p>障害者自立支援法第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けたので、同法第59条第1項及び障害者自立支援法施行規則第57条第1項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関の開設者 住所</p> <p>氏名又は名称</p> | | |

別紙

経歴書

| | | | |
|-----|------|------|--|
| 氏名 | Ⓔ | 生年月日 | |
| 現住所 | | | |
| 年月日 | 任免事項 | | |
| | | | |

注 「任免事項」欄は、次の点に留意して記入してください。

- （1） 医師免許の取得時期を記入し、医師免許証の写しを添えてください。
- （2） 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記入してください（例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記入し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないでください。）。
- （3） 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記入してください。
- （4） 非常勤職員については、申請の時点における直近1か月又は1週間当たりの勤務日数及び延べ勤務時間数を明確に記入してください。
- （5） 2以上の施設に兼務する等の場合は、申請の対象となる保険医療機関における勤務条件又は勤務状況等を具体的に記入してください（例えば、〇〇医科大学精神科週4日（延べ〇時間勤務）等）。

(その2)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書

(薬局)

| | | | | |
|---|-----------|--------|---------|--|
| 保険薬局 | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| | 電話番号 | | | |
| | 保険医療機関コード | | | |
| 開設者 | 住所 | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 薬剤師の氏名 | | 薬剤師の経歴 | 別紙1のとおり | |
| 調剤のために必要な設備及び施設の概要 | | | 別紙2のとおり | |
| <p>障害者自立支援法第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けた いので、同法第59条第1項及び障害者自立支援法施行規則第57条第2項の規定により上記の とおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様 年 月 日 保険薬局の開設者 住所 氏名又は名称</p> | | | | |

別紙1

経歴書

| | | | | | |
|------|--|----|---|------|--|
| 学位 | | 氏名 | Ⓔ | 生年月日 | |
| 現住所 | | | | | |
| 最終学歴 | | | | | |
| 主な職歴 | | | | | |

- 注 1 薬剤師免許証及び保険薬剤師登録票の写しを添えてください。
 2 「主な職歴」欄は、調剤業務に係る職歴及びその業務内容について記入してください。

別紙2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

| 調剤室の構造 | 調剤室の面積 | |
|--------|--------|----|
| | 品目 | 品目 |
| 主な設備 | | |

- 注 1 薬局の見取図を添えてください。
 2 「主な設備」欄は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条に規定する設備以外のものがある場合に、その主なものを記入してください。

(その3)

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書

(指定訪問看護事業者等)

| | | |
|--|------------|--------|
| 指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者 | 名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| 訪問看護ステーション等 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 職員の定数 | 別紙のとおり |
| <p>障害者自立支援法第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を受けたので、同法第59条第1項及び障害者自立支援法施行規則第57条第3項の規定により上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 主たる事務所 の所在地 名称</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> | | |

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は訪問看護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護をいいます。）に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数

| 職種 | 定数 |
|----|----|
| | |

注 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとにその定数を記入してください。

第16号様式（第9条関係）

（その1）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書

（病院又は診療所）

| | | |
|--|-----------|--|
| 保険医療機関 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 保険医療機関コード | |
| 開設者 | 住所 | |
| | 氏名又は名称 | |
| 標ぼうしている診療科名（担当する自立支援医療の種類（育成医療・更生医療）に係るものに限ります。） | | |
| 上の診療科において担当している医療の種類 | | |
| 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名 | | |
| <p>障害者自立支援法第60条第1項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者自立支援法施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関の開設者 住所</p> <p>氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> | | |

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定の更新を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 障害者自立支援法施行規則第57条第1項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

(その2)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書

(薬局)

| | | |
|--|-----------|--|
| 保険薬局 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 保険医療機関コード | |
| 開設者 | 住所 | |
| | 氏名又は名称 | |
| 薬剤師の氏名 | | |
| <p>障害者自立支援法第60条第1項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者自立支援法施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険薬局の開設者 住所</p> <p>氏名又は名称</p> | | |

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定の更新を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 障害者自立支援法施行規則第57条第2項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

(その3)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書

(指定訪問看護事業者等)

| | | |
|--|------------|--|
| 指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者 | 名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| 訪問看護ステーション等 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| <p>障害者自立支援法第60条第1項の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を受けたいので、高知県障害者自立支援法施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>指定訪問看護事業者</p> <p>指定居宅サービス事業者 主たる事務所 の所在地 名称</p> | | |

- 注 1 育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定の更新を希望する場合は、この様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない方を二重線で消してください。
- 2 障害者自立支援法施行規則第57条第3項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

第17号様式 (第9条関係)

(その1)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書
(病院又は診療所)

| | | |
|---|-----------|--|
| 保険医療機関 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 保険医療機関コード | |
| 開設者 | 住所 | |
| | 氏名又は名称 | |
| 標ぼうしている診療科名(担当する自立支援医療の種類(精神通院医療)に関係するものに限ります。) | | |
| 自立支援医療を主として担当する医師の氏名 | | |
| <p>障害者自立支援法第60条第1項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新を受けたいので、高知県障害者自立支援法施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険医療機関の開設者 住所</p> <p>氏名又は名称</p> | | |

注 障害者自立支援法施行規則第57条第1項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

(その2)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書
(薬局)

| | | |
|---|-----------|--|
| 保険薬局 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 保険医療機関コード | |
| 開設者 | 住所 | |
| | 氏名又は名称 | |
| 薬剤師の氏名 | | |
| <p>障害者自立支援法第60条第1項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新を受けたいので、高知県障害者自立支援法施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>保険薬局の開設者 住所</p> <p>氏名又は名称</p> | | |

注 障害者自立支援法施行規則第57条第2項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

(その3)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書
(指定訪問看護事業者等)

| | | |
|--|------------|--|
| 指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者 | 名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| 訪問看護ステーション等 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| <p>障害者自立支援法第60条第1項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新を受けたので、高知県障害者自立支援法施行細則第9条第2項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>高知県知事 様 年 月 日 指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 主たる事務所の所在地 名称</p> | | |

注 障害者自立支援法施行規則第57条第3項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる事項に変更があるときは、この申請とは別に別記第18号様式による変更の届出をしてください。

第18号様式(第10条関係)

指定自立支援医療機関変更届出書

| | | |
|---|-----------|----------------------|
| 指定自立支援医療機関 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 自立支援医療の種類 | 育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療 |
| 変更年月日 | | 年 月 日 |
| 変更内容 | 変更事項 | |
| | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| <p>指定自立支援医療機関について変更がありましたので、障害者自立支援法第64条及び障害者自立支援法施行規則第62条の規定により上記のとおり関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>高知県知事 様 年 月 日 指定自立支援医療機関の開設者等 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称</p> | | |

- 注 1 「自立支援医療の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 病院又は診療所における自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式(その1)別紙1を、精神通院医療にあっては別記第15号様式(その1)別紙を添えてください。
 3 育成医療又は更生医療に係る病院又は診療所における所在地の変更については、別記第14号様式(その1)別紙2を添えてください。
 4 薬局における薬剤師の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式(その2)別紙1を、精神通院医療にあっては別記第15号様式(その2)別紙1を添えてください。
 5 薬局における所在地の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式(その2)別紙2を、精神通院医療にあっては別記第15号様式(その2)別紙2を添えてください。
 6 指定訪問看護事業者等における訪問看護ステーション等の職員の定数の変更については、育成医療又は更生医療にあっては別記第14号様式(その3)別紙を、精神通院医療にあっては別記第15号様式(その3)別紙を添えてください。

第19号様式（第11条関係）

指定自立支援医療機関休止等届出書

| | | |
|---|-------------------|----------------------|
| 指定自立支援医療機関 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 自立支援医療の種類 | 育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療 |
| 届出の種類 | 休止 ・ 廃止 ・ 再開 ・ 処分 | |
| 指定自立支援医療機関の業務を休止し、廃止し、若しくは再開し、又は処分を受けた年月日 | 年 月 日 | |
| 指定自立支援医療機関の業務を休止し、廃止し、若しくは再開し、又は処分を受けた理由、内容等 | | |
| <p>指定自立支援医療機関の休止等について、高知県障害者自立支援法施行細則第11条の規定により上記のとおり届け出ます。</p> <p>高知県知事 様</p> <p>年 月 日</p> <p>指定自立支援医療機関の開設者等 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">㊤</p> | | |

注 「自立支援医療の種類」欄及び「届出の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式に次の2様式を加える。

第20号様式（第12条関係）

指定自立支援医療機関指定辞退申出書

| | | |
|--|---|----------------------|
| 指定自立支援医療機関 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| | 自立支援医療の種類 | 育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療 |
| | 育成医療又は更生医療に係る病院又は診療所の場合は、診療科において担当している医療の種類 | |
| 指定を辞退する自立支援医療の種類 | 育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療 | |
| 指定年月日 | 年 月 日 | |
| 辞退予定年月日 | 年 月 日 | |
| 指定を辞退しようとする理由 | | |
| 指定自立支援医療機関の指定を辞退したいので、障害者自立支援法第65条及び障害者自立支援法施行規則第64条の規定に基づき上記のとおり申し上げます。 高知県知事 様 年 月 日 指定自立支援医療機関の開設者等 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 | | |

- 注 1 「自立支援医療の種類」欄及び「指定を辞退する自立支援医療の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 指定の辞退に当たっては、1月以上の予告期間を設けるようにしてください。

第21号様式（第13条関係）

（その1）

指定自立支援医療機関管理台帳（育成医療・更生医療・精神通院医療）

（病院又は診療所）

| 番号 | 保険医療機関の名称 | 保険医療機関の所在地 | 自立支援医療の種類 | 医師又は歯科医師の氏名 |
|----|-----------|------------|--------------------|----------------|
| | | 保険医療機関の開設者 | 診療科において担当している医療の種類 | 指定年月日及び告示番号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 |

(その2)

指定自立支援医療機関管理台帳(育成医療・更生医療・精神通院医療)

(薬局)

| 番号 | 保険薬局の名称 | 保険薬局の所在地 | 自立支援医療 の種類 | 指定年月日及び 告示番号 | 備考 |
|----|----------|----------|---------------|-----------------|----|
| | 保険薬局の開設者 | | | | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |

(その3)

指定自立支援医療機関管理台帳(育成医療・更生医療・精神通院医療)

(指定訪問看護事業者等)

| 番号 | 指定訪問看護事 業者等の名称 | 指定訪問看護事業者等の 主たる事務所の所在地 | 自立支援医療 の種類 | 指定年月日及び 告示番号 | 備考 |
|----|--------------------|---------------------------|---------------|-----------------|----|
| | 訪問看護ステー ション等の名称 | 訪問看護ステーショ ン等の所在地 | | | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |
| | | | | 年 月 日 告示第 号 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町興津字元谷山2501番32から 高岡郡四万十町興津字元谷山2501番31まで | 前 | 21.7 } | 45 |
| | 後 | 21.7 } | |
| | | 52.1 | |

高知県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年3月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---|---------------|-----------|
| 四万十市手洗川字山伏峠山4324番15から 四万十市手洗川字カドカ谷山4326番26まで | 173 | 平成24年3月6日 |

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成24年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 受験資格

受験資格を有する者は、平成24年6月30日において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続等

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

(ア) 受付期間

平成24年3月31日（土）から同年4月6日（金）まで

(イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.jp/）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受験申込書による受験申込み

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

平成24年4月9日（月）から同月16日（月）までの午前10時から午後5時までの間に受け付ける。

イ 受験申込みの方法

(ア) 受験申込書の請求先

高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会

(イ) 受験申込書の提出先

社団法人高知県建築士会に直接提出すること。

3 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

平成24年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成24年9月9日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料

16,900円

5 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格者の発表日

ア 学科の試験

平成24年8月21日（火）（予定）

イ 設計製図の試験

平成24年12月6日（木）（予定）

(2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成24年6月6日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.jp/）に掲載するとともに、学科の試験の場所においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成24年3月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 受験資格

受験資格を有する者は、平成24年7月21日において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続等

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

(ア) 受付期間

| | | |
|--|---|--|
| <p>平成24年3月31日(土)から同年4月6日(金)まで</p> <p>(イ) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで</p> <p>イ 受験申込みの方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。</p> <p>(2) 受験申込書による受験申込み</p> <p>ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成24年4月9日(月)から同月16日(月)までの午前10時から午後5時までの間に受け付ける。</p> <p>イ 受験申込みの方法 (ア) 受験申込書の請求先 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会</p> <p>(イ) 受験申込書の提出先 社団法人高知県建築士会に直接提出すること。</p> <p>3 試験の日時及び場所</p> <p>(1) 試験の日時</p> <p>ア 学科の試験 平成24年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで</p> <p>イ 設計製図の試験 平成24年10月14日(日)午前11時から午後4時まで</p> <p>(2) 試験の場所</p> <p>ア 学科の試験 高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校</p> <p>イ 設計製図の試験 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館 4階ホール</p> <p>4 受験手数料 16,900円</p> <p>5 合格者の発表及び合否の通知</p> <p>(1) 合格者の発表日</p> <p>ア 学科の試験 平成24年9月4日(火) (予定)</p> <p>イ 設計製図の試験 平成24年12月6日(木) (予定)</p> <p>(2) 合否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 設計製図の試験の課題は、平成24年6月6日(水) (予定) から財団法人建築技術教育普及センター各支部及び社団</p> | <p>法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.jp/)に掲載するとともに、学科の試験の場所においても掲示する。</p> <p>(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。</p> <p style="text-align: center;">----- 選挙管理委員会告示 -----</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第9号</p> <p>平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成24年2月20日(揭示済)</p> <p style="text-align: right;">高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信</p> <p>3 身体障害者支援施設の表中「身体障害者療護施設国府寮」を「障害者支援施設こくふ」に、「身体障害者療護施設土佐苑」を「障害者支援施設とさ」に改める。</p> <p style="text-align: center;">----- 監 査 公 表 -----</p> <p>監査公表第1号</p> <p>平成24年3月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県監査委員</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p style="text-align: right;">23高行管第177号 平成24年1月18日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>平成22年度包括外部監査の結果に基づく措置について(通知)</p> <p>平成23年4月28日付け高知県公報号外第21号監査公表第6号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。</p> | |
|--|---|--|

別紙

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>第3. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 中期計画</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 改革プランの収支計画達成に向けた取り組みについて</p> <p>① 病院事業全体（意見）</p> <p>改革ガイドラインの趣旨に沿い、公営企業局では、外部有識者4名で構成する「高知県立病院経営健全化推進委員会（以下、「健全化委員会」という。）」を設置しており、院長等の経営責任者の出席のもと、改革プランの進捗状況の検証等を行っている。加えて平成22年度からは、健全化委員会の委員の協力のもと、新たな経営健全化策の検討を行うなど、改革プランの目標達成に向けた各種の取り組みを実施している。このような健全化委員会を中心とした取組については、今後も一層推し進めていくことが望まれる。</p> <p>ただ、各病院においては、最高意思決定機関である運営会議又は経営会議の場で、改革プランの達成度や検証結果の報告等がなされていないなど、現場の隅々まで改革プランの目標達成に向けた意識が浸透しているのか疑問に感じられる点が見受けられた。</p> <p>今後は、改革プランに掲げる各種の数値目標の達成に向け、更なる体制の充実と意識を高める取組みを図っていくことが望まれる。</p> <p>2) 健全化委員会の審議内容の公表について</p> <p>① 病院事業全体（意見）</p> <p>健全化委員会は、平成22年3月25日に第1回、平成22年7月15日に第2回目の会議が開催されている。改革プランでは、健全化委員会での審議内容の概要をホームページ上で公表するとしているが、監査日時点において未だ審議内容等の公表には至っていなかった。第1回の開催から数ヶ月が経過しており、適時に審議内容を公表することが必要である。</p> <p>なお、改革ガイドラインにおいては、当該公立病院の現状について住民が理解・評価しやすいよう、積極的な情報開示に努めるほか、有識者等による委員会等の審議状況などについても報道機関に積極的に公表するなど、住民の関心をできる限り高める工夫を凝らすことが必要であるとされており、積極的な情報開示を推進することが望まれる。</p> | <p>第3. 監査の結果及び意見</p> <p>1. 中期計画</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 改革プランの収支計画達成に向けた取り組みについて</p> <p>① 病院事業全体（意見）【県立病院課】</p> <p>改革プランの目標達成のため、今後「健全化委員会」の指導・助言をおおきながら、改革プランを着実に実行し、より一層の経営改善に努めていきます。</p> <p>また、指摘の内容を踏まえ、各種会議の位置づけや役割の見直しによって、新しい経営管理体制の構築を進め、改革プランを含めた各種の経営目標管理の実効性をより高めていきます。</p> <p>2) 健全化委員会の審議内容の公表について</p> <p>① 病院事業全体（意見）【県立病院課】</p> <p>第1回目、第2回目の審議内容等は、平成23年2月に公表しました。</p> <p>今後は、健全化委員会終了後、1ヶ月以内を目途に審議内容を公表します。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>2. 経営管理体制</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 病院内における運営会議又は経営会議について</p> <p>① 各病院共通</p> <p>(ア) 運営会議等の構成員数について(意見)</p> <p>各病院での運営会議等の構成員数は、迅速な意思決定を実施するには多数の感が拭えず、また、欠席者も多数見受けられ経営判断に係る責任の所在も不明確である。</p> <p>経営責任を明確にするためには、的確な経営判断ができる環境を整備し、その上で適時に経営判断を下せる体制を構築することが望まれる。</p> <p>(イ) 運営会議等における資料様式の統一について(意見)</p> <p>各病院で開催される運営会議等の資料の様式を統一し、本庁に提出する「業務月報」との整合を持たせることで、事務の効率化がはかられると考えられるため、資料様式の統一化を検討することが望まれる。</p> <p>② 幡多けんみん病院(意見)</p> <p>医業収益は、業務月報で本庁に毎月報告されており、経営会議でも毎月報告することが望まれる。</p> <p>2) 病院事業全体の経営管理について</p> <p>① 病院事業全体(意見)</p> <p>病院事業の経営にあたり、年に1回は各病院の院長、副院長、看護部長、公営企業局長等の上級経営者の会議を設けているとのことであったが、議事録が作成されておらず、会議の内容を把握することはできなかった。</p> <p>今後は、議事録を作成し、どのような経営課題について討議がなされ、どのような結論が出されたのか等、経営責任が明らかになる体制を整備することが望まれる。</p> <p>3) 会計制度の改正に向けて</p> <p>① 病院事業全体(意見)</p> <p>(エ) まとめ</p> <p>借入資本金の負債計上(17,387百万円)、退職給付引当金の追加計上(3,095百万円)、減損損失の計上(547百万円)の3つの内容を加味した貸借対照表は次のとおりであり、自己資本の減少が顕著に表れることとなる。</p> <p>研究会報告書において述べられているように、会計制度の変更にあたっては、一定の調整がなされると考</p> | <p>2. 経営管理体制</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 病院内における運営会議又は経営会議について</p> <p>① 各病院共通</p> <p>(ア) 運営会議等の構成員数について(意見)【県立病院課】</p> <p>各種会議の位置づけや役割の見直しによって、新しい経営管理体制の構築を進めます。</p> <p>(イ) 運営会議等における資料様式の統一について(意見)【県立病院課】</p> <p>効率的な事務が行えるよう、患者数報告など基本的な資料については県立病院全体で様式を統一します。</p> <p>② 幡多けんみん病院(意見)【県立病院課】</p> <p>平成23年4月の経営会議から、毎月報告することとしました。</p> <p>2) 病院事業全体の経営管理について</p> <p>① 病院事業全体(意見)【県立病院課】</p> <p>平成24年度に予定している新しい経営管理体制に移行する際には、指摘の点にも適切に対応することとしています。</p> <p>3) 会計制度の改正に向けて</p> <p>① 病院事業全体(意見)</p> <p>(エ) まとめ【県立病院課】</p> <p>従前から制度改正の動向把握に努めていますが、指摘を踏まえ、今後もより一層の情報収集に努めます。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|--------|--------|-------|--------|----|-------|-------|--|--|----|--------|----|--------|----|--------|------|--|--|----|-----|---|
| <p>えられるが、当該制度変更に向けて、財務的な影響度がどの程度となるのかを継続的に把握しておくことが望まれる。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">貸借対照表(単位:百万円)</th> <th>自己資本比率</th> </tr> <tr> <td>資産</td> <td>23,145</td> <td>負債</td> <td>1,522</td> <td rowspan="2">93.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本</td> <td>21,622</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>22,598</td> <td>負債</td> <td>22,005</td> <td rowspan="2">2.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本</td> <td>592</td> </tr> </table> <p>3. 診療報酬請求</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>3) 診療報酬請求における内部統制について(結果)</p> <p>オーダーリングシステムのデータを修正せずレセプトデータのみを修正する運用は、レセプトデータが正しく作成され適切な請求がなされているかを事後的に検証もできないことになるため、証拠を残すようにすべきである。</p> <p>後述するように、このような請求に係る内部統制について、早期の改善が必要である。</p> <p>4) 請求漏れのレセプトについて</p> <p>① 安芸病院(結果)</p> <p>薬剤や材料については手術日に算定できないものは、システム上自動でチェックされ、算定しないように設定されており、検査についてもこのような設定を行うことにより、算定誤りを減らすことができると考えられる。</p> <p>システム対応を図るか、チェック体制の強化により、請求漏れを排除する必要がある。</p> <p>5) 過大請求のレセプトについて</p> <p>① 安芸病院(結果)</p> <p>診療報酬請求の点数計算に関する規則に対する誤りであるため、医事会計システムへのデータの入力についてチェック方法を検討すべきである。</p> <p>② 幡多けんみん病院(結果)</p> <p>リハビリテーションを実施した後でデータを修正する場合は、医事(レセプト請求部門)に連絡が必須であることを示すメッセージが表示される。しかし当患者の場合は、リハビリテーション科においてデータを修正したが、その修正を行う旨の連絡が行われなかった。その結果、診療録は正しく修正されているが、医事会計システムのデータは修正されず、結果としてレセプトのデータが誤ったままとなっ</p> | 貸借対照表(単位:百万円) | | 自己資本比率 | 資産 | 23,145 | 負債 | 1,522 | 93.4% | | | 資本 | 21,622 | 資産 | 22,598 | 負債 | 22,005 | 2.6% | | | 資本 | 592 | <p>3. 診療報酬請求</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>3) 診療報酬請求における内部統制について(結果)【県立病院課】</p> <p>事後的に検証を行なえるように、適正な修正記録を電子データや紙カルテ、伝票等に記載し保管を行うよう措置します。(安芸病院)</p> <p>運用マニュアルを作成し、院内の運用を統一しました。(幡多けんみん病院)</p> <p>4) 請求漏れのレセプトについて</p> <p>① 安芸病院(結果)【県立病院課】</p> <p>医事システムやレセプトチェックシステム、人的チェック体制の強化により、請求漏れの縮減に努めます。</p> <p>5) 過大請求のレセプトについて</p> <p>① 安芸病院(結果)【県立病院課】</p> <p>レセプトのダブルチェックやチェックシステム等を用いることで、適正な請求に努めます。</p> <p>② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】</p> <p>リハビリテーションを実施した後でデータを修正する場合は、画面の指示に従って必ず医事に連絡するよう周知徹底しました。</p> |
| 貸借対照表(単位:百万円) | | 自己資本比率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産 | 23,145 | 負債 | 1,522 | 93.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 資本 | 21,622 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産 | 22,598 | 負債 | 22,005 | 2.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 資本 | 592 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>った。</p> <p>このような仕組みを周知させるとともに、ルールの徹底を図る必要がある。</p> <p>来院し注射を受けているが、その際の診察の記録がなかったため受診歴がない状態になっていた。正しい診療の記録を行い、レセプトデータとの矛盾をなくすようにすべきである。</p> <p>悪性腫瘍特異性物質治療管理料は、医師が記録を行うことにより算定可能となるものである。計画的な治療管理を行うのも、それを記録するのも医師が行うことになるため、他の部門との相互のチェックは行われぬことになる。もし、医師が算定を失念する、もしくは算定要件を満たさずに請求を行ったとしても、チェックされない可能性が高い。したがって、医事(レセプト請求部門)におけるチェック等慎重に対応を図るべきである。</p> <p>がん性疼痛緩和指導管理料も医師が記録を行うことにより算定可能となるものである。記載要件を満たすようにするために、以下の検討を行うべきである。</p> <p>a. 疼痛緩和指導管理に関するフォーマットの作成</p> <p>b. 指導管理を行った場合に、端末にアラーム表示等を出し記載を促す</p> <p>c. 診療報酬に関する委員会等において医師への記載の指導</p> <p>d. 電子カルテ上で記載事例の参照ができるようにする</p> <p>医師の都合により薬剤の投与が終了した時点で次の処方が出せない場合があるため、処方する日が重複することもあるが、後日、それを調整することであった。</p> <p>しかし、当患者に対する重複した処方について退院時まで調整されていることを示す証拠について提示を依頼したところ、そのような記録はない状態であった。患者に対する薬剤の処方や投与の記録は確実に保管しなければ、過剰請求と解さざるを得ない状況となる。処方や投与の記録は確実に保管すべきである。</p> <p>1カ月で40日間請求が行われている薬剤があった。オーダリングシステムのデータを見ると、40日間の処方が行われておりレセプトデータと一致しているが、1カ月の日数を大きく超えて</p> | <p>医師によるカルテへの記載がなければ診察料の算定が認められないことを説明し、記載漏れのないよう周知徹底しました。</p> <p>悪性腫瘍特異性物質治療管理料にかかる治療計画の要点を記載するフォーマットを作成しました。また医事におけるチェック対象に治療計画の有無を追加しました。</p> <p>がん性疼痛緩和指導管理に関するフォーマットの作成を行い、医師へ周知徹底しました。</p> <p>処方中止の指示については、システム入力とするよう運用を統一しました。</p> <p>処方中止の運用マニュアルを作成して、運用を統一しました。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>いる状況であった。</p> <p>これはある種類の薬剤の処方が中止された際に、他の種類の薬剤についても中止されたものと誤解し、2重に9日分処方したためである。データの修正が行われた場合は誤りが生じやすくなるため、慎重にチェックを行う必要がある。</p> <p>6) 証拠書類の不備について</p> <p>① 安芸病院(結果)</p> <p>処方の中止については、医師から看護師、薬剤師、さらに医事(レセプト請求部門)へ口頭等で伝達され、中止の指示については電子カルテには記録されているが、処方中止の記録が残らず、投薬料の検証できる資料が残らない状態である。</p> <p>中止の場合はマイナスの伝票を起票して修正内容が明確になるように運用すべきである。</p> <p>酸素吸入において酸素消費量を記載した伝票は療養の給付を示す書類と考えられるため、3年以上は保管すべきである。</p> <p>② 幡多けんみん病院(結果)</p> <p>医師により薬剤の処方が行われたのちに、実際の薬剤の投与がそれと異なり、やむを得ずオーダリングシステムを bypass せずにレセプトデータを修正する場合には、手書き伝票を作成するとともに保管し、実際の投与の状況が明確になるように記録することが必要である。また、手書き伝票については、その書式や記載のルールを決めて運用すべきである。</p> <p>7) レセプト作成の事務処理について</p> <p>① 安芸病院・整形外科・入院・リハビリテーション料(意見)</p> <p>(伝票記載の誤り)</p> <p>手書き伝票の記載が誤っていたため、リハビリテーション料が独自に作成している診療録を確認し、レセプトデータの回数を修正したとのことであった。</p> <p>正確で効率的な事務を実施するため、手書き伝票を正確に記載する必要がある。</p> <p>② 安芸病院・整形外科・入院・処置料(意見)</p> <p>(伝票記載の誤り)</p> <p>手書き伝票の回数が誤っていたため、看護記録の記載内容を確認し、レセプトデータの回数を修正したとのことであった。</p> | <p>6) 証拠書類の不備について</p> <p>① 安芸病院(結果)【県立病院課】</p> <p>中止指示のカルテへの記載と、中止により未使用になった薬剤の返却時に、未使用分を記述した処方箋を薬剤師・医事へ伝達し、修正内容が明確になるよう運用することとしました。</p> <p>今後酸素消費量を記載した伝票は、3年間は保管することとしました。</p> <p>② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】</p> <p>運用マニュアルを作成し、全てオーダー入力により処方を中止するよう運用を統一しました。</p> <p>7) レセプト作成の事務処理について</p> <p>① 安芸病院・整形外科・入院・リハビリテーション料(意見)</p> <p>(伝票記載の誤り)【県立病院課】</p> <p>対象部署へ診療報酬算定ルールの説明を行い、手書き伝票へ正確な記載を行うよう周知徹底しました。</p> <p>② 安芸病院・整形外科・入院・処置料(意見)</p> <p>(伝票記載の誤り)【県立病院課】</p> <p>対象部署へ診療報酬算定ルールの説明を行い、手書き伝票へ正確な記載を行うよう周知徹底しました。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|--|
| <p>正確で効率的な事務を実施するため、手書き伝票を正確に記載する必要がある。</p> <p>(処置伝票の様式)</p> <p>現在の手書き伝票(処置伝票)は、オーダーリングシステムが導入される前の様式をそのまま利用しており、システム対応できる項目についても手書き伝票での運用が可能となっている。</p> <p>システム運用できる項目はシステム運用し、手書き伝票での運用範囲を縮小することが望まれる。</p> <p>③ 安芸病院・外科・入院・処置料および泌尿器科・外来・処置料(意見)</p> <p>(酸素消費量の入力方法)</p> <p>外科と泌尿器科では酸素消費量の入力につき、両科ともに上記のような問題点があるため、以下のように改善すべきであると考え。</p> <p>オーダーリングシステムには、指示を行うオーダーの入力と、その指示によって現場において実施した結果を入力する機能が、検査や画像診断においてはそのような運用が行われている。したがって、酸素吸入の場合においてもオーダーリングシステムに医師が指示を入力する際に酸素消費量も入力し、現場において実際の消費量によって実施入力を行うことができるようシステムの運用を変更することが望ましい。また、システム変更しない場合には、現在の伝票では酸素消費量をすぐに把握できないため、表計算ソフトウェアに以下のような計算式を設定し、簡単に計算できるのではないかと考えられる。</p> <p>(1分間の酸素流量) × (時間数)</p> <p>このようにすることによって、計算の記録を残すことができ証拠資料とすることができるため、検討すべきである。</p> <p>④ 安芸病院・外科・入院・注射料(意見)</p> <p>(伝票の記載方法)</p> <p>レセプトにおいて点滴の算定(7/4~7/30)が行われているが、これはオーダーリングシステムに入力されており、緊急の場合等に例外として使用する臨時処方箋が発行されており、手書き伝票により指示が行われていた。</p> <p>当オーダーについては、毎日定期</p> | <p>(処置伝票の様式)【県立病院課】</p> <p>処置手書き伝票の記載内容の見直しを行ない、システム運用出来る項目はシステム運用するよう努めます。</p> <p>③ 安芸病院・外科・入院・処置料および泌尿器科・外来・処置料(意見)</p> <p>(酸素消費量の入力方法)【県立病院課】</p> <p>酸素消費量の入力について、紙伝票からオーダーリングシステムで入力するよう運用を変更しました。</p> <p>④ 安芸病院・外科・入院・注射料(意見)</p> <p>(伝票の記載方法)【県立病院課】</p> <p>システムによる運用が可能なものについては、システム運用するよう努めます。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>的に実施されているものであり、システムによる運用が可能であるため、オーダーリングシステムによる運用を行うことが望ましい。</p> <p>4. 未収金管理</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 残高管理について</p> <p>① 安芸病院(結果)</p> <p>不一致額は、診療報酬の審査増減に係る増点の処理が漏れており、過剰に未収金を消し込んだために生じたものである。</p> <p>財務会計データを修正するとともに、再発防止に向けたチェック体制を構築する必要がある。</p> <p>② 芸陽病院(結果)</p> <p>不一致額は、診療報酬の審査増減に係る増点(端数処理)の処理が漏れており、過剰に未収金を消し込んだために生じたものである。</p> <p>財務会計データを修正するとともに、再発防止に向けたチェック体制を構築する必要がある。</p> <p>③ 幡多けんみん病院(結果)</p> <p>不一致額は、詳細は不明であるため、同額の差異を繰り越している。</p> <p>財務会計データを修正するとともに、再発防止に向けたチェック体制を構築する必要がある。</p> <p>2) 弁護士法人への債権の回収委託について</p> <p>① 各病院共通(意見)</p> <p>当該委託契約を積極的に活用することで、債権回収の実効性を高め、職員の事務処理負担を軽減することが望まれる。</p> <p>3) 督促状況について</p> <p>① 安芸病院及び芸陽病院(結果)</p> <p>(ア) 患者A、C、D、Eについて(結果)</p> <p>どのような督促を実施した結果、滞留未収金となったのかを明らかにしておくことは、不納欠損等の根拠資料となるばかりでなく、滞留に至った責任の所在を明確化する趣旨もあり、未収金徴収状況表への詳細な記載が必要である。</p> <p>(イ) 患者C、Eについて(結果)</p> <p>いずれも行方不明となつてから1年が経過しており、早期に弁護士法人への委託債権とするかの判断を行う必要がある。</p> | <p>4. 未収金管理</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 残高管理について</p> <p>① 安芸病院(結果)【県立病院課】</p> <p>財務会計データについては、平成22年度内に修正しました。また、再発防止に向けチェックの強化を図りました。</p> <p>② 芸陽病院(結果)【県立病院課】</p> <p>①に記載のとおりです。</p> <p>③ 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】</p> <p>財務会計システムデータの修正を行いました。再発防止を図るため、経営企画課で管理している個人ごとの未収金額のデータと財務会計データを毎月突合し未収金管理を厳正に行います。</p> <p>2) 弁護士法人への債権の回収委託について</p> <p>① 各病院共通(意見)【県立病院課】</p> <p>今後も委託契約を積極的に活用することで、債権回収にかかる職員の負担軽減に努めます。</p> <p>3) 督促状況について</p> <p>① 安芸病院及び芸陽病院(結果)</p> <p>(ア) 患者A、C、D、Eについて(結果)【県立病院課】</p> <p>「県立病院 未収金対応マニュアル」に基づき、督促の実施結果及びその後の経緯を、未収金整理簿及び未収金処理経過記録表に記載します。</p> <p>(イ) 患者C、Eについて(結果)【県立病院課】</p> <p>患者Cについては、弁護士法人へ債権委託を行なうよう手続きを進めます。</p> <p>患者Eについては、現在住所確認</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>(ウ) 患者Dについて(結果) 対象外とされる要件は、「連帯保証人等がなく、かつ相続人が判明しない」とされており、連帯保証人(子供)が判明している場合には、委託可能と考えられる。 平成17年以降入金がなく、平成21年から行方不明となっている状況の中で、病院担当者による回収は著しく困難と推測されるため、早期に弁護士法人へ委託し、所在調査を依頼すべきである。</p> <p>② 幡多けんみん病院 (ア) 患者Aについて(結果) 早期に訪問を実施した上で、委託債権とするか否かを判断する必要がある。 また、患者Aについては、平成22年10月の入金額が古い債権に充当されず、新しい債権に充当されていたため、古い債権から順に充当する必要がある。</p> <p>(イ) 患者Bについて(結果) 患者Bの兄妹①の診療履歴を閲覧したところ、診療の都度、入金がなされており、一定の資力があると思われる。 患者Bの兄妹①の未成年期分については、監査日時点において保護者からの返済が滞っており、本人に返済を求める必要がある。 また、患者Bについても、成人期分が返済されているにもかかわらず、未成年期分が未返済の場合は、同様に本人に返済を求める必要がある。</p> <p>5. 医薬品及び診療材料 (2) 監査の結果及び意見 1) 見積書の入手について ① 安芸病院及び芸陽病院(結果) A社との医薬品の単価契約において、見積書を入手しないで前年度の見積単価で契約していたものが4品目発見された。 高知県公営企業局契約規程第19条では、随意契約に当たって見積書を入手しなければならない旨が規定されており、合規性違反である。 同規程に基づいて適正な事務処理を行う必要がある。 ② 幡多けんみん病院(意見) 価格の引き下げの努力をすするとともに、引き下げの有無に関わらず価格交</p> | <p>ができ、分納誓約をしています。 (ウ) 患者Dについて(結果)【県立病院課】 弁護士法人へ債権委託を行ない、所在調査を依頼するよう手続きを進めます。</p> <p>② 幡多けんみん病院 (ア) 患者Aについて(結果)【県立病院課】 現在催告中ですが、今後納付がなければ委託債権とする予定です。 入金額の充当については、古い債権から順に充当するように再度周知を行いました。</p> <p>(イ) 患者Bについて(結果)【県立病院課】 患者Bと患者Bの兄妹の債権について、平成23年1月に委託債権としたところ、保護者から入金がありました。現在順調に入金されています。</p> <p>5. 医薬品及び診療材料 (2) 監査の結果及び意見 1) 見積書の入手について ① 安芸病院及び芸陽病院(結果)【県立病院課】 今後適正な事務処理に努めます。</p> <p>② 幡多けんみん病院(意見)【県立病院課】 平成22年度から医薬品の購入方法を</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>渉が行われた証拠を残すことが望まれる。 2) 医薬品の納入単価の決定について ① 幡多けんみん病院(意見) 納入単価の決定について、価格の妥結期間が長期とならないよう留意しながら、値引率を少しでも高めるよう更なる努力が望まれる。 3) 医薬品及び診療材料の共同購入について ① 病院事業全体(意見) 病院単位を超えて一括購入することにより、納入業者に対する価格交渉力を強め、より低価格で購入することができるよう、共同購入を検討することが望まれる。 また、その際、「高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター」との共同購入についても検討することが望まれる。 4) 受払記録の作成について ① 各病院共通(結果) 各病院の医薬品及び診療材料の受払管理について、受払記録が作成されていない、または受払記録が作成されていないに等しい状況であった。 高知県公営企業局病院事業財務規程第69条では、棚卸資産の受払は原則継続記録法によらなければならない旨が規定されており、合規性違反である。 また、このような状況では、実在庫数量と理論在庫数量の照合及び差異の調査分析が行えず、仮に横流し等の不正があったとしてもわからない状況である。各病院の医薬品及び診療材料の受払管理に対する意識は低いと言わざるを得ない。 適正な受払記録を作成するよう、早急な是正が必要である。 ② 安芸病院(結果) 薬品倉庫にある医薬品の受払記録の作成を薬品管理システムで行っているが、同システムから算出される年度末在庫数量と実地棚卸による実在庫数量が多数の品目で一致していなかった。 この理由について担当者に質問したところ、払出時のバーコード読み取り漏れや返庫時の入力処理漏れ等があるとのことであった。 これだけの不一致が発生していることは、受払記録を作成していないに等しい状況である。また、「①各病院共通」に記載のとおり、適正な受払記録を作成する必要がある。</p> | <p>変更したため、指摘のような事態は生じません。 2) 医薬品の納入単価の決定について ① 幡多けんみん病院(意見)【県立病院課】 他の事例も参考にし、値引率を高めることができるよう取り組みます。 3) 医薬品及び診療材料の共同購入について ① 病院事業全体(意見)【県立病院課】 他の自治体病院の事例も参考にし、共同購入の有用性について検討します。 4) 受払記録の作成について ① 各病院共通(結果)【県立病院課】 経済的かつ適正な受払記録の作成方法を検討します。 ② 安芸病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| ③ 芸陽病院(結果) 医薬品及び診療材料については、受払記録が作成されておらず、合規性違反である。「①各病院共通」に記載のとおり、適正な受払記録を作成する必要がある。 | ③ 芸陽病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 |
| ④ 幡多けんみん病院(結果) 医薬品については、受払記録が作成されておらず、合規性違反である。「①各病院共通」に記載のとおり、適正な受払記録を作成する必要がある。 また、診療材料は、SPDセンターにおける在庫管理システムで受払記録が作成されているが、当該システムは上書きされるため過去の受払記録を閲覧できないため、入力の手続きに係る事後的な検証等が行えず利便性に欠ける。一定時点のデータの保存、システムの改善等により過去の受払記録を閲覧できるよう整備する必要がある。 | ④ 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 医薬品については①に記載のとおりです。 また、在庫管理システムについては、過去の受払記録を閲覧出来るよう措置しました。 |
| 5) 現場の定数管理の状況について | 5) 現場の定数管理の状況について |
| ① 各病院共通(意見) 未使用の診療材料のラベルが台紙に貼付されると、それがSPDセンターに回収され、使用があったものとして中央の物品倉庫から受入されるため、定数よりも多い在庫を持つ可能性がある。定数の定期的な見直し、台紙の回収頻度を増やすこと等により対応することが望まれる。 | ① 各病院共通(意見)【県立病院課】 各部署の定数については定期的に見直しを行います。また台紙の回収頻度についても再検討し、各部署の適正在庫に努めます。 |
| 6) 実施要領等の作成について | 6) 実施要領等の作成について |
| ① 安芸病院(結果) 医薬品及び診療材料の実地棚卸に関する指示が十分に理解されていないため、こうした問題が起こりうる状況となっている。実施要領を作成し、それに基づいて実地棚卸を適切に実施する必要がある。 | ① 安芸病院(結果)【県立病院課】 医薬品、診療材料ともに実施要領を作成し、実地棚卸を適切に実施するよう努めます。 |
| ② 幡多けんみん病院(結果) 「①安芸病院」に記載のとおり、実施要領を作成し、それに基づいて実地棚卸を適切に実施する必要がある。 | ② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 |
| 7) 現場定数分の棚卸資産の計上及び実地棚卸について | 7) 現場定数分の棚卸資産の計上及び実地棚卸について |
| ① 病院事業全体(結果) 現場定数分についても、年度末は、棚卸資産に計上するとともに、実地棚卸及びその立会を行う必要がある。 | ① 病院事業全体(結果)【県立病院課】 年度末は、棚卸資産に計上するとともに、実地棚卸及びその立会を行います。 |
| ② 安芸病院(結果) (ア) 現場定数分の棚卸資産の計上について(結果) 現場定数分についても、棚卸資産に計上する必要がある。 | ② 安芸病院(結果) (ア) 現場定数分の棚卸資産の計上について(結果)【県立病院課】 医薬品及び診療材料の現場定数分についても、棚卸資産に計上しま |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

11

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| (イ) 実地棚卸の立会について(結果) 現場定数分の実地棚卸においても、第三者による立会を行う必要がある。 | す。 (イ) 実地棚卸の立会について(結果)【県立病院課】 医薬品の現場定数分の実地棚卸について、薬局以外の職員の立ち会いを行うこととし、実施要領にその旨を記載します。 |
| ③ 幡多けんみん病院 (ア) 現場定数分の実地棚卸について(結果) 現場定数分についても、年度末に実地棚卸を実施する必要がある。 | ③ 幡多けんみん病院 (ア) 現場定数分の実地棚卸について(結果)【県立病院課】 医薬品及び診療材料の現場定数分について、年度末に実地棚卸を行います。 |
| 8) 棚卸表の作成について | 8) 棚卸表の作成について |
| ① 芸陽病院(結果) 棚卸表の作成に当たっては二重チェックを行うこと等により、正確な棚卸表を作成する必要がある。 | ① 芸陽病院(結果)【県立病院課】 棚卸表の作成にあたっては、複数での確認、チェックを行い過誤の防止を図ります。 |
| ② 幡多けんみん病院(結果) 棚卸表の作成に当たっては二重チェックを行うこと等により、正確な棚卸表を作成する必要がある。 | ② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 |
| 9) 棚卸差異の分析及び承認手続について | 9) 棚卸差異の分析及び承認手続について |
| ① 安芸病院(結果) 診療材料の受払について費用と時間をかけて継続記録を行っていることが無駄にならないよう、棚卸差異の分析を行い、棚卸差異の承認及び実在庫数量への更新処理については決裁文書を作成して、承認手続を行う必要がある。 | ① 安芸病院(結果)【県立病院課】 診療材料の実地棚卸について、棚卸差異の承認等の手続きを整理し、在庫データの更新作業前に決裁を受ける体制を整えます。 |
| ② 幡多けんみん病院(結果) 「①安芸病院」に記載のとおり、棚卸差異の分析を行い、棚卸差異の承認及び実在庫数量への更新処理については決裁文書を作成して、承認手続を行う必要がある。 | ② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 |
| 10) 有効期限の管理について | 10) 有効期限の管理について |
| ① 安芸病院(意見) 有効期限を超過したものが放置されると、誤使用による医療事故につながるおそれがあるため、有効期限の経過に係る廃棄ルールを明文化し、当該ルールに基づいて廃棄すべきである。 また、全品目の有効期限を定期的に点検し、今後再発防止に努めることが望まれる。 | ① 安芸病院(意見)【県立病院課】 医薬品に係る廃棄ルールを明文化し、適正な処理のうえ廃棄手続をとります。 |
| ② 幡多けんみん病院 (ア) 医薬品の有効期限の管理について(意見) 「①安芸病院」に記載のとおり、有効期限の経過に係る廃棄ルールを明文化し、当該ルールに基づいて廃棄することが望まれる。 | ② 幡多けんみん病院 (ア) 医薬品の有効期限の管理について(意見)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| (イ) 廃棄の事務処理について(結果) 廃棄の事務処理を適切に行う必要がある。 | (イ) 廃棄の事務処理について(結果)【県立病院課】 有効期限の把握に努め、診療材料の廃棄に係る処理漏れがないよう、適切な事務処理を行います。 |
| 11) 未使用品の管理について ① 安芸病院(意見) 診療材料を返品すれば、管理コストが節減されるうえ、資金化されることにより資産の有効利用が図れる。返品は期間が経過すれば経過する程困難になると考えられるため、返品の機会を逸しないよう、全品目の使用状況を定期的に点検し、一定期間払出しがなく今後の短期的な使用見込みがないものについては、返品の交渉を早期に行うことが望まれる。 また、これらの発生原因を分析し、今後再発防止に努めることが望まれる。 | 11) 未使用品の管理について ① 安芸病院(意見)【県立病院課】 今後、当面使用しないことが予想される診療材料が発生した場合は、早急に卸業者に返品交渉を行うとともに、発生原因を確認し、再発防止に努めます。 |
| 6. 人件費 (2) 監査の結果及び意見 1) 押印漏れ ① 安芸病院(結果) 申請又は決裁の際に押印漏れがあった場合、事実に基づく申請や適切な決裁がなされたのかを確認できない。 今後は、適切に押印する必要がある。 ② 幡多けんみん病院(結果) 「①安芸病院」に記載のとおり、適切な対応が必要である。 | 6. 人件費 (2) 監査の結果及び意見 1) 押印漏れ ① 安芸病院(結果)【県立病院課】 今後、適切な処理に努めます。 ② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 |
| 2) 押印の形骸化 ① 安芸病院(結果) 上席者は承認印の押印を形式的な作業として実施するのではなく、申請内容を検討した上で承認することが必要である。また、誤って押印した場合については取消線を引くなどの適切な訂正が必要である。 ② 幡多けんみん病院(結果) 「①安芸病院」に記載のとおり、適切な対応が必要である。 | 2) 押印の形骸化 ① 安芸病院(結果)【県立病院課】 今後、適切な処理に努めます。 ② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 |
| 3) 回転翼航空機搭乗手当の取扱 ① 幡多けんみん病院(意見) 支給基準を1時間当たり1,900円とするのではなく、搭乗回数とすることや、病院から搬送先ごとの定額にするなど、当該手当の支給方法を変更することが望まれる。 | 3) 回転翼航空機搭乗手当の取扱 ① 幡多けんみん病院(意見)【県立病院課】 知事部局の職員と同一の業務に従事しているものであり、取扱いを異にする合理性はないと考えます。 |
| 4) 地方公営企業法全部適用の有効活用 ① 病院事業全体(意見) 医師の業績評価による医師への業績連動給与の採用などといった職務や能 | 4) 地方公営企業法全部適用の有効活用 ① 病院事業全体(意見)【県立病院課】 基本的な制度は今後とも知事部局に |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| 力、経験等に応じた弾力的な人事制度の構築に向け、地方公営企業法全部適用の有効活用を検討することが望まれる。 | 準じて取り扱います。 |
| 7. 固定資産 (2) 監査の結果及び意見 【取得手続】 1) 固定資産の計上単位について ① 安芸病院(結果) 固定資産台帳に登録する際は、適切な数量で登録することが必要である。 ② 幡多けんみん病院(結果) 「①安芸病院」に記載のとおり、適切な対応が必要である。 2) 勘定科目の設定について ① 幡多けんみん病院(結果) 資産の仕様書に「マンモグラフィビューワーソフト」と記載されており、ソフトウェアに該当するため、無形固定資産のその他無形固定資産として固定資産台帳に登録することが必要である。 3) 入札時の予定価格について ① 安芸病院(意見) 一定率以上予定価格を下回った場合には、落札業者や調達物品ごとに維持管理費用等の情報を整理・収集し、ライフサイクルコストの傾向分析を実施することが望まれる。 ② 芸陽病院(意見) 上記①に記載のとおり、ライフサイクルコストの傾向分析を実施することが望まれる。 ③ 幡多けんみん病院(意見) 上記①に記載のとおり、ライフサイクルコストの傾向分析を実施することが望まれる。 【除却手続】 4) 資産処分時の報告体制について ① 各病院共通(結果) 固定資産除去報告書は、実際に除去した固定資産に係る事後報告書にあたるものであり、当該報告書が正確に作成されるためには、現場からの報告が漏れなく正確に行なわれることが必要である。 現場からの報告方法について明確な規定がないため、報告漏れが生じず正確に実施されるよう、規定の整備も含め報告体制の見直しが必要である。 なお、安芸病院及び芸陽病院については、口頭での報告となっている | 7. 固定資産 (2) 監査の結果及び意見 【取得手続】 1) 固定資産の計上単位について ① 安芸病院(結果)【県立病院課】 適切な登録に努めます。 ② 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 2) 勘定科目の設定について ① 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】 措置しました。 3) 入札時の予定価格について ① 安芸病院(意見)【県立病院課】 維持管理費用の更なる適正化に努めます。 ② 芸陽病院(意見)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 ③ 幡多けんみん病院(意見)【県立病院課】 ①に記載のとおりです。 【除却手続】 4) 資産処分時の報告体制について ① 各病院共通(結果)【県立病院課】 適切な除却報告のあり方について検討します。 |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

14

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>ため、除却処理にかかる責任の所在が不明確であり、文書での報告を行う等、早急な是正が必要である。</p> <p>【実査】</p> <p>5) 固定資産の実査について</p> <p>① 病院事業全体（結果） 早急に、固定資産の実査に関する明確な取扱いを定め、定期的・組織的な固定資産実査を実施すべきである。</p> <p>6) 現物を確認できなかった資産について</p> <p>① 病院事業全体（結果） 早急に、固定資産台帳に登録されている固定資産のうち、未確認となっているものを洗い出し、現物の所在を明らかにするとともに適切な会計処理をする必要がある。</p> <p>② 安芸病院（結果） 上記①に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>③ 芸陽病院（結果） 上記①に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>④ 幡多けんみん病院（結果） 上記①に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>⑤ 本庁（結果） 上記①に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>7) 固定資産台帳に登録されていない資産について</p> <p>① 各病院共通（結果） 実査にあたり、任意に抽出した現物が固定資産台帳に登録されているかを確認した結果、約半数の資産が固定資産台帳に登録されていなかった。</p> <p>当該事由が生じた原因を調査し、適切な処理を実施する必要がある。</p> <p>② 安芸病院及び芸陽病院（結果） 上記①に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>③ 幡多けんみん病院 上記①に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>8) 固定資産台帳への登録方法について</p> <p>① 各病院共通 (ア) 固定資産台帳の登録について（結果） 管理場所別に固定資産台帳の登録を実施しない場合には、現物の確認等が適切に実施できない可能性がある。</p> | <p>【実査】</p> <p>5) 固定資産の実査について</p> <p>① 病院事業全体（結果）【県立病院課】 固定資産の実査に関する取扱いを定めます。</p> <p>6) 現物を確認できなかった資産について</p> <p>① 病院事業全体（結果）【県立病院課】 悉皆調査を行い、台帳の整理を行います。</p> <p>② 安芸病院（結果）【県立病院課】 ①に記載のとおりです。</p> <p>③ 芸陽病院（結果）【県立病院課】 ①に記載のとおりです。</p> <p>④ 幡多けんみん病院（結果）【県立病院課】 ①に記載のとおりです。</p> <p>⑤ 本庁（結果）【県立病院課】 平成23年3月に台帳整理を行いました。</p> <p>7) 固定資産台帳に登録されていない資産について</p> <p>① 各病院共通（結果）【県立病院課】 固定資産台帳と現物の突合作業を行い、固定資産台帳の精度を高めます。</p> <p>② 安芸病院及び芸陽病院（結果）【県立病院課】 ①に記載のとおりです。</p> <p>③ 幡多けんみん病院【県立病院課】 ①に記載のとおりです。</p> <p>8) 固定資産台帳への登録方法について</p> <p>① 各病院共通 (ア) 固定資産台帳の登録について（結果）【県立病院課】 適正な登録に努めます。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

15

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--|
| <p>固定資産台帳への登録は、現物との対応関係が明確となるように、実施すべきである。</p> <p>(イ) 固定資産台帳の規格欄の記載内容について（意見） 規格欄を活用し、現物を特定できる内容を記載することが望まれる。また、記載方法として、メーカーのホームページやカタログに記載されている型番を記載し、現物を特定することが容易になるような工夫が望まれる。</p> <p>② 安芸病院及び芸陽病院（結果） 一方の病院で使用しなくなった資産を融通しあうことは、資産活用の面において合理性を見出せるが、その場合であっても現物管理の視点や適切な損益計算の観点から、管理主体を明確化する必要がある。</p> <p>9) 固定資産を管理するための現物に貼付するシールについて</p> <p>① 病院事業全体 (ア) シールの貼付漏れについて（結果） 現物を特定するためのシールは固定資産を確認するために有効な管理方法であることから、全件について、シールを貼付する必要がある。</p> <p>(イ) 貼付されていたシールについて（意見） 現物を特定するためのシールは固定資産を確認するために有効であるため、統一的なシールを貼付することが望まれる。</p> <p>10) 絵画等の管理について</p> <p>① 各病院共通（意見） 絵画等についても、資産価値を有する可能性があるため、病院内の絵画等について、一定の管理簿を作成し、現物を確認することが望まれる。</p> <p>11) 使用見込みの低い固定資産の管理について</p> <p>① 安芸病院（結果） 資産の有効活用や、適時の除却処理に向けて、固定資産台帳から使用見込みがない資産リストを作成し、使用見込みのない固定資産の一元的な管理が必要である。</p> <p>② 芸陽病院（結果） 「①安芸病院」に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>③ 本庁（結果）</p> | <p>(イ) 固定資産台帳の規格欄の記載内容について（意見）【県立病院課】 適正な登録に努めます。</p> <p>② 安芸病院及び芸陽病院（結果）【県立病院課】 措置しました。</p> <p>9) 固定資産を管理するための現物に貼付するシールについて</p> <p>① 病院事業全体 (ア) シールの貼付漏れについて（結果）【県立病院課】 シールを貼付します。</p> <p>(イ) 貼付されていたシールについて（意見）【県立病院課】 今後シールの様式を統一します。</p> <p>10) 絵画等の管理について</p> <p>① 各病院共通（意見）【県立病院課】 適切に資産計上を行います。</p> <p>11) 使用見込みの低い固定資産の管理について</p> <p>① 安芸病院（結果）【県立病院課】 使用見込みのない固定資産については、除却処理を行う等、適切な管理に努めます。</p> <p>② 芸陽病院（結果）【県立病院課】 ①に記載のとおりです。</p> <p>③ 本庁（結果）【県立病院課】</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

16

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>「①安芸病院」に記載のとおり、適切な対応が必要である。</p> <p>12) 固定資産管理のまとめ</p> <p>① 病院事業全体（結果）</p> <p>早急に固定資産台帳に登録されている固定資産と現物とを全件突合し、固定資産管理の精度を高める必要がある。</p> <p>なお、固定資産の管理シールは固定資産の現物を特定することに有効な管理方法であることから、固定資産台帳に登録されている固定資産と現物とを全件突合する際に、管理シールの有無を確認し、貼付漏れがないことを確認することも必要である。</p> <p>【遊休資産の視察】</p> <p>13) 吸江看護婦宿舎について</p> <p>(ア) 重要書類の作成について（結果）</p> <p>固定資産台帳を確認したところ、建物及び構築物については、有姿除却を実施したとのことであったが、有姿除却の理由を示す資料が存在しなかった。</p> <p>この点、中央病院を廃院し、事業の継続性が絶たれたことにより有姿除却を実施したとの説明を受けた。</p> <p>今後このような事例があった場合には、有姿除却の理由を示した資料を作成し、保管しておくべきである。</p> <p>14) 南金田駐車場について</p> <p>(ア) 台帳登録（結果）</p> <p>現場視察を実施した時点において固定資産台帳を確認したところ、等価交換した土地の変更登録がなされていないかった。</p> <p>高知県公営企業局病院事業財務規程第83条によると、固定資産の変更により登録を要するものは、遅滞なく登録の手続をしなければならないと規定されており、合規性違反である。</p> <p>変更登録を早急に変更することが必要である。</p> <p>なお、監査期間中に適切に変更登録されたことを確認した。</p> <p>(イ) 今後の処理方法（意見）</p> <p>公営企業局は遊休資産をホームページに掲載することにより、県有地等の売却のための情報を開示しているが、当該物件は必要書類等が不足しているため、ホームページに掲載</p> | <p>①に記載のとおりです。</p> <p>12) 固定資産管理のまとめ</p> <p>① 病院事業全体（結果）【県立病院課】</p> <p>悉皆調査を行い、台帳の整理を行います。</p> <p>【遊休資産の視察】</p> <p>13) 吸江看護婦宿舎について</p> <p>(ア) 重要書類の作成について（結果）【県立病院課】</p> <p>今後このような事例が生じた場合には、経緯や理由を示した資料を作成し、保管します。</p> <p>14) 南金田駐車場について</p> <p>(ア) 台帳登録（結果）【県立病院課】</p> <p>監査期間中に措置しました。</p> <p>(イ) 今後の処理方法（意見）【県立病院課】</p> <p>早期の売却に努めます。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

17

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>されていない。</p> <p>早急に必要書類等を用意し、ホームページに掲載することが望まれる。</p> <p>15) 高知県立宿毛病院について</p> <p>(ア) 車の不法投棄（結果）</p> <p>車両について、撤去することが必要である。</p> <p>なお、建物の解体時に併せて処分することにより、コストを低減できるのであれば、それまでの対応方法について明確にすることが必要である。</p> <p>(イ) 不要資産の保管（結果）</p> <p>建物内に保管している資産について、再利用可能であるか否かについて判別し、利用可能な資産について他の倉庫を利用する等、保管場所を区別することが必要である。また、利用不可能と判断した資産については早急に処分することが必要である。</p> <p>なお、建物の解体時に併せて処分することにより、コストを低減できるようにであれば、それまでの対応方法について明確にすることが必要である。</p> <p>(ウ) 固定資産台帳の変更漏れ（結果）</p> <p>固定資産台帳の資産についてその内容の変更があった場合は適宜適切に変更することが必要である。</p> <p>固定資産台帳の登録内容について、事実に基づいた内容に変更することが必要である。</p> <p>(エ) 行政財産の目的外使用料算定の誤り（結果）</p> <p>土地の目的外使用料の算定について、固定資産台帳の面積及び価額を基に算定しているが、上記(ウ)のとおり、その根拠となる面積等は事実に基づいたものではないため、算定された目的外使用料が誤っていた。</p> <p>適切に目的外使用料を算定する必要がある。</p> <p>(オ) 目的外使用料の算定について（意見）</p> <p>目的外使用料の算定について、近隣価格である時価を採用することについて、検討することが望まれる。</p> <p>(カ) 今後の処理方法（意見）</p> <p>処分を行うにあたっては、販売価格と管理コスト等を勘案しながら、総合的に判断していくことが望まれ</p> | <p>15) 高知県立宿毛病院について</p> <p>(ア) 車の不法投棄（結果）【県立病院課】</p> <p>建物の解体時に他の設備機器等と併せて処分します。</p> <p>(イ) 不要資産の保管（結果）【県立病院課】</p> <p>再利用不可能と判断した資産については、建物の解体時に併せて処分します。</p> <p>(ウ) 固定資産台帳の変更漏れ（結果）【県立病院課】</p> <p>措置しました。</p> <p>(エ) 行政財産の目的外使用料算定の誤り（結果）【県立病院課】</p> <p>措置しました。</p> <p>(オ) 目的外使用料の算定について（意見）【県立病院課】</p> <p>知事部局の考え方を踏まえ検討します。</p> <p>(カ) 今後の処理方法（意見）【県立病院課】</p> <p>早期の売却に努めます。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

18

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>る。</p> <p>また、当該土地は広大であるが、不整形かつ道路が内部に含まれ、一括で売却することが困難と思われることから、分割して売却することについても検討することが望まれる。</p> <p>【行政財産の目的外使用】</p> <p>16) 目的外使用料を免除する箇所の手続について</p> <p>① 幡多けんみん病院(結果)</p> <p>目的外使用料を免除する場合であっても、高知県公営企業局病院事業財務規程第84条に基づき、行政財産の目的外使用の許可について、適切な手続を実施する必要がある。</p> <p>17) 減免根拠条文的記載について</p> <p>① 安芸病院及び芸陽病院(結果)</p> <p>今後、適切な条文的記載し、記載内容について確認することが必要である。</p> <p>18) 自動販売機の設置に係る目的外使用料について</p> <p>① 安芸病院(意見)</p> <p>昨年(2010年度)の包括外部監査報告書において述べたように、実際の売上高に一定割合を乗じて目的外使用料を算定する方法を検討することが望まれる。</p> <p>② 芸陽病院(意見)</p> <p>「①安芸病院」に記載のような対応が望まれる。</p> <p>③ 幡多けんみん病院(意見)</p> <p>「①安芸病院」に記載のような対応が望まれる。</p> <p>8. 一般会計繰入金</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 政策医療と繰入金に対する説明責任について(意見)</p> <p>県民の視点から見た場合に何が繰入対象項目で、どのような考え方で算定されるのかが分かりづらく「説明責任」の観点からは疑問が残る。繰入金は単なる赤字補填ではなく政策医療に対する必要コストである。そのことを県民に理解してもらうためにも、繰入項目や積算根拠等を、より容易に説明可能な状態とすることが望まれる。</p> <p>2) 算定方式の見直しについて(意見)</p> <p>原価計算の有用性について検討を進めることが望まれる。</p> <p>9. 安芸地域県立病院(仮称)の建設</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> | <p>【行政財産の目的外使用】</p> <p>16) 目的外使用料を免除する箇所の手続について</p> <p>① 幡多けんみん病院(結果)【県立病院課】</p> <p>措置しました。</p> <p>17) 減免根拠条文的記載について</p> <p>① 安芸病院及び芸陽病院(結果)【県立病院課】</p> <p>措置しました。</p> <p>18) 自動販売機の設置に係る目的外使用料について</p> <p>① 安芸病院(意見)【県立病院課】</p> <p>知事部局の考え方を踏まえ検討します。</p> <p>② 芸陽病院(意見)【県立病院課】</p> <p>①に記載のとおりです。</p> <p>③ 幡多けんみん病院(意見)【県立病院課】</p> <p>①に記載のとおりです。</p> <p>8. 一般会計繰入金</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>1) 政策医療と繰入金に対する説明責任について(意見)【県立病院課】</p> <p>積算の考え方を補足するなど、より工夫した形で公表するよう努めます。</p> <p>2) 算定方式の見直しについて(意見)【県立病院課】</p> <p>より適切な繰り入れがなされるよう、今後も適宜算定方法の見直しを行ってまいります。</p> <p>9. 安芸地域県立病院(仮称)の建設</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

19

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>1) 新病院の整備に向けて(意見)</p> <p>厳しい県財政のなかにあつて、数十億円規模の投資を実施する以上、医師確保の問題を含め、公営企業局の職員が一丸となつて、新病院の整備に向けてより一層努力することを期待する。</p> <p>10. 総括意見</p> <p>(経営管理全般)</p> <p>改革プランを達成するためにどのような施策が必要なのか等、経営管理のPDCA(Plan→Do→Check→Action)サイクルの運用をより充実させ、改革プランが画餅に帰すことのないよう心がけるべきと考える。</p> <p>運営会議や経営会議の運営について、構成員数の面から迅速な意思決定等ができる環境にないことや会議資料の様式を工夫することで事務の効率化を図る余地があるなど、より一層の経営改革への取り組みを強化すべきと考える。</p> <p>(収入プロセス)</p> <p>診療報酬請求の請求根拠となる資料の不備や請求要件の不備等により、複数の請求誤りが見受けられた。</p> <p>これらは、オーダリングシステムに入力された指示が変更や中止された場合に、メモ書きや口頭連絡でレセプトデータを直接修正しており、また、これらについて事後的に検証もできないといった、内部統制上の不備が要因と思われる。</p> <p>このような請求に係る内部統制について、早期に改善すべきと考える。</p> <p>未収金のうち患者債権について、財務会計データの未収金残高と内訳リストを照合した結果、全病院について不一致が見受けられた。</p> <p>財務会計データの修正と、再発防止に向けたチェック体制を構築すべきと考える。</p> <p>(支出、在庫管理プロセス)</p> <p>安芸病院では、現場定数分の医薬品(31千円)及び診療材料(16,024千円)が棚卸資産に計上されていなかった。病院の財務内容を的確に把握するため、棚卸資産に計上すべきである。</p> <p>幡多けんみん病院では、現場定数分の医薬品(8,316千円)及び診療材料(13,713千円)について、年度末の実地棚卸をしないまま棚卸資産計上しており、高知県公営企業局病院事業財務規程第74条に反した事務処理がなされていた。速やかな改善を図るべきである。</p> <p>医薬品の実地棚卸について、高知県公営企業局病院事業財務規程第76条で定める第三者の立会いが実施されていない事例も見受けられ</p> | <p>1) 新病院の整備に向けて(意見)【県立病院課】</p> <p>今後とも一層の努力をしていきます。</p> <p>10. 総括意見</p> <p>(経営管理全般)</p> <p>改革プランの目標達成のため、今後も「健全化委員会」の指導・助言をおおきながら、改革プランを着実に実行し、より一層の経営改善に努めていきます。</p> <p>また、指摘の内容を踏まえ、各種会議の位置づけや役割の見直しによって、新しい経営管理体制の構築を進め、改革プランを含めた各種の経営目標管理の実効性をより高めていきます。</p> <p>(収入プロセス)</p> <p>3. 診療報酬請求、4. 未収金管理に記載のとおりです。</p> <p>(支出、在庫管理プロセス)</p> <p>5. 医薬品及び診療材料7)現場定数分の棚卸資産の計上及び実地棚卸についてに記載のとおりです。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

20

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|---|
| <p>ており、上記に併せた改善が必要である。</p> <p>各病院の医薬品及び診療材料の受払管理について、受払記録が作成されていない、または受払記録が作成されていないに等しい状況が見受けられた。</p> <p>このような状況では、実地棚卸で把握される実在庫数量と理論在庫数量の照合及び差異の調査分析が行えず、仮に横流し等の不正があったとしてもわからない状況である。</p> <p>高知県公営企業局病院事業財務規程第69条では、棚卸資産の受払について継続記録法によるとされており、規程に即した処理が必要であるが、病院運営上の制約から規程に即した処理が不可能な場合には、規程の変更を検討すべきと考える。</p> <p>実地棚卸の実施要領が作成されておらず、一部の在庫が二重カウントされていた事例が見受けられた。</p> <p>事務処理の過程で二重カウントに気付き、適切な訂正がなされていたが、実地棚卸を計画的かつ統一的に実施するため実施要領を作成し、それに基づいて実地棚卸を実施すべきと考える。</p> <p>(人件費プロセス)</p> <p>知事部局の人事制度を準用しているが、医師の業績評価による医師への業績連動給与の採用など、職務や能力、経験等に応じた弾力的な人事制度の構築に向け、地方公営企業法全部適用の有効活用を検討することが望まれる。</p> <p>(支出、固定資産管理プロセス)</p> <p>固定資産を調査した結果、226件中159件(約7割)の固定資産の現物確認ができず、固定資産の管理状況は杜撰と言わざるを得ないものであった。</p> <p>固定資産の実査について、明文化されたルールがなく、定期的・組織的な実査が実施されていないことが主要因と考えられ、早急に、適切な対応を図るべきと考える。</p> <p>早急に固定資産台帳に登録されている固定資産と現物とを全件突合し、固定資産管理の精度を高めるべきと考える。</p> <p>自動販売機の目的外使用料では、固定資産台帳価格に基づき算定されており、自動販売機の使用状況が考慮されていない。</p> <p>昨年包括外部監査報告書と同様の提言をしており、収入確保への意識を高める必要があると考える。</p> <p>実際の売上高に一定割合を乗じて目的外使用料を算定する方法を検討するなど、より一層の歳入確保に努めることが望まれる。</p> <p>(公営企業特有のプロセス)</p> <p>政策医療に対する一般会計繰入金の繰入額をより精緻に算定する趣旨から、診療科別の</p> | <p>受払記録の作成については、経済的かつ適正な受払記録の作成方法を検討します。</p> <p>5. 医薬品及び診療材料についてに記載のとおりです。</p> <p>(人件費プロセス)</p> <p>基本的な制度は今後とも知事部局に準じて取扱います。</p> <p>(支出、固定資産管理プロセス)</p> <p>固定資産台帳と現物の突合作業を行い、固定資産台帳の精度を高めます。</p> <p>自動販売機の目的外使用料については、知事部局の考え方を踏まえ検討します。</p> <p>(公営企業特有のプロセス)</p> <p>より適切な繰り入れがなされるよう、今後とも適宜算定方法の見直しを行っていきます。</p> |

平成22年度包括外部監査結果に基づく措置について

21

| 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---|--------------------------------------|
| <p>原価計算を取り入れることを提言している。</p> <p>厳しい県財政の中にあつて、より適切な繰り入れがなされ、かつ、それを明瞭に説明できるような仕組みを構築すべきと考える。</p> <p>(まとめ)</p> <p>本報告書では、業務プロセスごとに各種の指摘や提言を行ってきたが、医薬品及び診療材料の在庫管理及び固定資産の管理については、特に留意が必要であると考えます。</p> <p>地方公共団体の会計は単式簿記で実施されており、過去に執行した予算に対するその後の管理意識が脆弱になる傾向にあると思われる。一方、経済性の発揮が求められる公営企業においては複式簿記が導入されており、過去に執行した予算についても継続的な資産管理が強く求められている。</p> <p>病院経営の改善に係る特効薬はなく、医療現場の職員とそれを支える事務職員が丸となって、業務プロセスごとの改善を図り続けることが何よりも重要と考える。</p> | <p>(まとめ)</p> <p>今後とも、事務の改善に努めます。</p> |

正 誤

| 公報日付 | 公報番号 | 種類 | ページ | 欄 (行) | 正 | 誤 |
|--------|------|-----|-----|-----------|--------------------|------------|
| 平8・4・1 | 号外13 | ◎告示 | 8 | 上 (18) | <u>高知県立青少年センター</u> | 高知県青少年センター |